

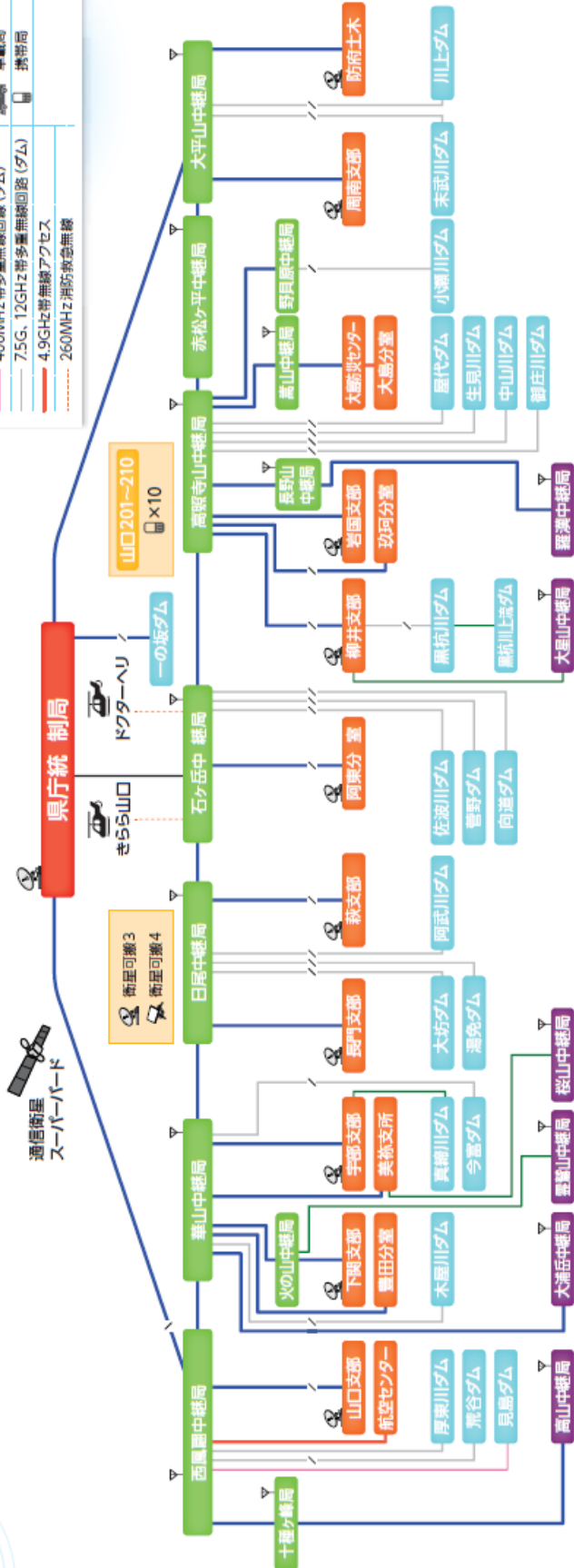
第6章

通 信

山口県防災行政無線回線構成図

凡例

6.5GHz帯多量無線回線	衛星地球局
7.5GHz帯多量無線回線	反射板
18GHz帯FWA無線回線	Y 260MHz帯MCA基地局
400MHz帯多量無線回線(ダム)	中継局
7.5G、12GHz帯多量無線回線(ダム)	携帯局
4.9GHz帯無線アグセス	
260MHz消防救急無線	



西山口中継局	秋芳支所 NHK
YAB	TYS
山口消防署	FMUJO
山口21	山口22
阿東1	阿東2
一の坂ダム1	一の坂ダム2
厚東川ダム1	厚東川ダム2
荒谷ダム1	荒谷ダム2
桜山中継局	美祿支所
美祿支所	美祿消防
美祿消防	美祿支所
美祿支所	美祿支所

華山中継局	宇部市
宇部市	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防
宇部消防	宇部消防

日尾中継局	秋市
秋市	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防
秋市消防	秋市消防

石ヶ岳中継局	山口市
山口市	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防
山口消防	山口消防

高野山中継局	高野市
高野市	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防
高野消防	高野消防

赤松平中継局	赤松市
赤松市	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防
赤松消防	赤松消防

大平山中継局	大平市
大平市	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防
大平消防	大平消防

〔6－2〕周南市防災行政無線

■周南市役所本庁

【市内同報系防災行政無線（デジタル）】

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
①	基地局	ぼうさいしゅうなん 周南市岐山通 1-1 周南市役所構内	中基第 608040 号	R4. 6. 1 R9. 5. 31	周南市役所		0.032	東経 131. 48. 24 北緯 34. 03. 19 通信の相手方 免許人所属の固定局
②	陸上移動局	ぼうさいおおがはら 周南市大字須々万 本郷字大のヶ原 10849-1	中移第 10093877 号	R4. 6. 1 R9. 5. 31	大ヶ原中継局	25MOD7W	0.032	東経 131. 51. 19 北緯 34. 05. 48 通信の相手方 免許人所属の固定局
③	固定局	大ヶ原中継局内	中固第 16690 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30		D7W	10.00	通信の相手方 免許人所属の固定局
④	固定局	ぼうさいあかまつがだいら 周南市大字原字太刀野 10134-63 赤松ヶ平中継局内	中固第 16835 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	赤松ヶ平中継局	D7W	0.50	東経 131. 57. 24 北緯 34. 04. 29 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1.00	通信の相手方 免許人所属の固定局
⑤	固定局	ぼうさいせんごくだけ 周南市大字 高瀬字又二郎ヶ 11311-2 千石岳中継局内	中固第 16691 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	千石岳中継局	D7W	0.10	東経 131. 45. 30 北緯 34. 11. 22 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	10.00	通信の相手方 免許人所属の固定局
1	固定局	ぼうさいにしりよくち 周南市大字徳山 635-1	中固第 16694 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	周南西緑地	D7W	1.00	東経 131. 49. 20 北緯 34. 02. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
2	固定局	ぼうさいたかお 周南市大字徳山 757	中固第 16695 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	高尾学校給食センター	D7W	0.01	東経 131. 49. 47 北緯 34. 03. 44 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
3	固定局	ぼうさいかよう 周南市花陽 2-170-5	中固第 16696 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	のぞみヶ丘公園	D7W	0. 01	東経 131. 50. 08 北緯 34. 03. 09 通信の相手方 免許人所属の固定局
4	固定局	ぼうさいひがしりょくち 周南市大字徳山 427	中固第 16697 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	周南東緑地	D7W	0. 50	東経 131. 50. 01 北緯 34. 02. 30 通信の相手方 免許人所属の固定局
5	固定局	ぼうさいしんち 周南市新地 2-154	中固第 16698 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	新地ふれあいパーク	D7W	1. 00	東経 131. 47. 24 北緯 34. 04. 00 通信の相手方 免許人所属の固定局
6	固定局	ぼうさいきたやま 周南市大字 徳山字西北山 11321-1	中固第 16841 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	北山	D7W	0. 01	東経 131. 48. 18 北緯 34. 04. 08 通信の相手方 免許人所属の固定局
7	固定局	ぼうさいいちのいで 周南市大字徳山 5574-1	中固第 16699 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	一ノ井手	D7W	0. 30	東経 131. 49. 19 北緯 34. 03. 43 通信の相手方 免許人所属の固定局
8	固定局	ぼうさいくりや 周南市大字 栗屋字二葉屋開作 1033	中固第 16842 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	徳山競艇場	D7W	0. 10	東経 131. 52. 10 北緯 34. 00. 44 通信の相手方 免許人所属の固定局
9	固定局	ぼうさいつづみのもり 周南市大字 栗屋字道貫田 10164	中固第 16692 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	鼓海の森	D7W	0. 50	東経 131. 49. 47 北緯 34. 01. 09 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 50	通信の相手方 免許人所属の固定局
10	固定局	ぼうさいくしがはま 周南市大字 櫛ヶ浜字南浜 245-1	中固第 16700 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	櫛ヶ浜西公園	D7W	0. 50	東経 131. 49. 40 北緯 34. 01. 52 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
11	固定局	ぼうさいくら 周南市大字大島 392-5	中固第 16843 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	佐倉	D7W	0. 50	東経 131. 49. 31 北緯 34. 00. 08 通信の相手方 免許人所属の固定局
12	固定局	ぼうさいくめ 周南市大字久米 2802-5	中固第 16701 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	久米支所	D7W	1. 00	東経 131. 50. 47 北緯 34. 02. 26 通信の相手方 免許人所属の固定局
13	固定局	ぼうさいさいこうじ 周南市大字久米 1316-1	中固第 16702 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	東福祉館	D7W	0. 50	東経 131. 50. 31 北緯 34. 01. 55 通信の相手方 免許人所属の固定局
14	固定局	ぼうさいすくもじま 周南市大字杵島 314-1	中固第 16703 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	旧杵島小学校	D7W	0. 10	東経 131. 45. 45 北緯 33. 58. 55 通信の相手方 免許人所属の固定局
15	固定局	ぼうさいこなんうちあげ 周南市大字大島 880	中固第 16836 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	鼓南中学校	D7W	0. 30	東経 131. 46. 39 北緯 33. 59. 02 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 10	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 30	通信の相手方 免許人所属の固定局
16	固定局	ぼうさいこなん 周南市大字大島 1601	中固第 16844 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	鼓南支所	D7W	0. 001	東経 131. 47. 25 北緯 33. 59. 16 通信の相手方 免許人所属の固定局
17	固定局	ぼうさいおおしま 周南市大字大島 690-13	中固第 16845 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大島	D7W	0. 10	東経 131. 47. 59 北緯 33. 59. 18 通信の相手方 免許人所属の固定局
18	固定局	ぼうさいおおばら 周南市大字大島 89-74	中固第 16846 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大原	D7W	0. 10	東経 131. 49. 05 北緯 33. 59. 42 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
19	固定局	ぼうさいしくま 周南市大字四熊 1417	中固第 16704 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	四熊公民館	D7W	0. 30	東経 131. 46. 04 北緯 34. 06. 46 通信の相手方 免許人所属の固定局
20	固定局	ぼうさいおばた 周南市大字小畑 112-3	中固第 16847 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	小畑	D7W	0. 30	東経 131. 45. 23 北緯 34. 05. 20 通信の相手方 免許人所属の固定局
21	固定局	ぼうさいきくがわ 周南市大字下上 88	中固第 16705 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	菊川小学校	D7W	1. 00	東経 131. 47. 01 北緯 34. 05. 23 通信の相手方 免許人所属の固定局
22	固定局	ぼうさいおおむかい 周南市大字大向 1652-1	中固第 16706 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大向小学校	D7W	5. 00	東経 131. 49. 06 北緯 34. 10. 51 通信の相手方 免許人所属の固定局
23	固定局	ぼうさいおおどり 周南市大字大道理 1332	中固第 16707 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	向道支所	D7W	0. 30	東経 131. 48. 27 北緯 34. 08. 30 通信の相手方 免許人所属の固定局
24	固定局	ぼうさいやじ 周南市大字夜市 660-1	中固第 16837 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	夜市支所	D7W	1. 00	東経 131. 42. 51 北緯 34. 04. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	5. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
25	固定局	ぼうさいへた 周南市大字戸田 2527-2	中固第 16848 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	戸田小学校	D7W	5. 00	東経 131. 41. 16 北緯 34. 04. 43 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
26	固定局	ぼうさいつぎ 周南市大字 戸田字中津木 129-2	中固第 16838 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	戸田（津木）漁港	D7W	0. 50	東経 131. 42. 53 北緯 34. 03. 37 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	2. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 50	通信の相手方 免許人所属の固定局
27	固定局	ぼうさいくわばら 周南市大字戸田 585-4	中固第 16849 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	戸田（桑原）漁港	D7W	0. 10	東経 131. 41. 24 北緯 34. 03. 15 通信の相手方 免許人所属の固定局
28	固定局	ぼうさいしろうだに 周南市大字戸田 5261-3	中固第 16850 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	四郎谷	D7W	0. 10	東経 131. 40. 36 北緯 34. 03. 24 通信の相手方 免許人所属の固定局
29	固定局	ぼうさいゆの 周南市大字湯野 3843	中固第 16708 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	湯野小学校	D7W	5. 00	東経 131. 40. 40 北緯 34. 05. 58 通信の相手方 免許人所属の固定局
30	固定局	ぼうさいうましま 周南市大字大津島 2042	中固第 16851 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	馬島公民館	D7W	0. 01	東経 131. 43. 22 北緯 33. 59. 23 通信の相手方 免許人所属の固定局
31	固定局	ぼうさいあまがうら 周南市大字大津島 1900	中固第 16852 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	天浦	D7W	0. 10	東経 131. 42. 57 北緯 33. 59. 45 通信の相手方 免許人所属の固定局
32	固定局	ぼうさいほんうら 周南市大字大津島 217-1	中固第 16839 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大津島海の郷	D7W	2. 00	東経 131. 42. 14 北緯 34. 00. 25 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 10	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
						D7W	2. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
33	固定局	ぼうさいおおづしま 周南市大字 大津島 1361-4	中固第 16853 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大津島支所	D7W	1. 00	東経 131. 42. 37 北緯 34. 01. 04 通信の相手方 免許人所属の固定局
34	固定局	ぼうさいせとはま 周南市大字大津島 62	中固第 16854 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	瀬戸浜自治会館	D7W	0. 10	東経 131. 42. 49 北緯 34. 01. 46 通信の相手方 免許人所属の固定局
35	固定局	ぼうさいながお 周南市大字長穂 1692-2	中固第 16855 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	長穂小学校	D7W	1. 00	東経 131. 50. 20 北緯 34. 07. 58 通信の相手方 免許人所属の固定局
36	固定局	ぼうさいすすま 周南市大字須々万本郷 514	中固第 16709 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	沼城小学校	D7W	1. 00	東経 131. 52. 04 北緯 34. 07. 19 通信の相手方 免許人所属の固定局
37	固定局	ぼうさいなかず 周南市大字中須南 2288-4	中固第 16710 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	中須伝承館	D7W	0. 50	東経 131. 55. 05 北緯 34. 06. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
38	固定局	ぼうさいすがね 周南市大字須万 2581	中固第 16856 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	須磨小学校	D7W	1. 00	東経 131. 55. 22 北緯 34. 12. 02 通信の相手方 免許人所属の固定局
39	固定局	ぼうさいとんだひがし 周南市桶川町 2-1	中固第 16711 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	富田東小学校	D7W	1. 00	東経 131. 46. 29 北緯 34. 04. 16 通信の相手方 免許人所属の固定局
40	固定局	ぼうさいこいずみ 周南市古泉 3-12-20	中固第 16857 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	とんとん会館	D7W	5. 00	東経 131. 46. 27 北緯 34. 04. 00 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
41	固定局	ぼうさいえいげんざん 周南市大字富田 162-7	中固第 16693 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	永源山公園	D7W	5. 00	東経 131. 45. 56 北緯 34. 04. 35 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
						D7W	5. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
42	固定局	ぼうさいふるいちかいさく 周南市古泉 1-1081-18	中固第 16858 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	古市開作公園	D7W	0. 10	東経 131. 45. 55 北緯 34. 03. 59 通信の相手方 免許人所属の固定局
43	固定局	ぼうさいとんだにし 周南市港町 5-44	中固第 16712 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	新南陽体育センター	D7W	0. 10	東経 131. 44. 52 北緯 34. 04. 14 通信の相手方 免許人所属の固定局
44	固定局	ぼうさいふくがわ 周南市新地町 10-35	中固第 16713 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	福川保育園	D7W	0. 30	東経 131. 43. 52 北緯 34. 04. 17 通信の相手方 免許人所属の固定局
45	固定局	ぼうさいながた 周南市長田町 18	中固第 16714 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	長田公園	D7W	0. 10	東経 131. 43. 28 北緯 34. 03. 45 通信の相手方 免許人所属の固定局
46	固定局	ぼうさいたかせ 周南市大字高瀬 690-3	中固第 16715 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	高瀬集会所	D7W	0. 10	東経 131. 45. 12 北緯 34. 10. 09 通信の相手方 免許人所属の固定局
47	固定局	ぼうさいわだ 周南市大字埴 215-1	中固第 16716 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	和田中学校	D7W	0. 10	東経 131. 44. 11 北緯 34. 08. 59 通信の相手方 免許人所属の固定局
48	固定局	ぼうさいよねみつ 周南市大字 米光字南寄 352-25	中固第 16717 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	米光公園	D7W	5. 00	東経 131. 43. 22 北緯 34. 08. 16 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
49	固定局	ぼうさいおおかわち 周南市大字 大河内 1115-1	中固第 16718 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大河内小学校	D7W	0. 10	東経 131. 56. 29 北緯 34. 01. 39 通信の相手方 免許人所属の固定局
50	固定局	ぼうさいかつま 周南市大字中村 803-2	中固第 16859 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	サンウイング熊毛	D7W	0. 01	東経 131. 57. 04 北緯 34. 02. 15 通信の相手方 免許人所属の固定局
51	固定局	ぼうさいかつまがおか 周南市勝間ヶ丘 1-1-1	中固第 16719 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	勝間小学校	D7W	0. 01	東経 131. 57. 11 北緯 34. 05. 50 通信の相手方 免許人所属の固定局
52	固定局	ぼうさいやすだ 周南市大字安田 1827-1	中固第 16720 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	熊毛中学校	D7W	0. 001	東経 131. 58. 03 北緯 34. 05. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
53	固定局	ぼうさいたかみず 周南市大字樋口 288-1	中固第 16721 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	高水小学校	D7W	0. 001	東経 131. 58. 42 北緯 34. 03. 42 通信の相手方 免許人所属の固定局
54	固定局	ぼうさいみつお 周南市大字安田 562-2	中固第 16722 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	三丘徳修館	D7W	0. 01	東経 131. 58. 50 北緯 34. 02. 04 通信の相手方 免許人所属の固定局
55	固定局	ぼうさいこまつばら 周南市大字小松原 1242	中固第 16723 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	三丘小学校	D7W	0. 01	東経 131. 59. 32 北緯 34. 02. 08 通信の相手方 免許人所属の固定局
56	固定局	ぼうさいやしろ 周南市大字八代 826-8	中固第 16860 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	八代支所	D7W	0. 01	東経 131. 56. 21 北緯 34. 05. 12 通信の相手方 免許人所属の固定局
57	固定局	ぼうさいかの 周南市大字鹿野上 910	中固第 16724 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	コアプラザかの	D7W	0. 10	東経 131. 48. 53 北緯 34. 13. 33 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
58	固定局	ぼうさいすがの 周南市大字 須々万奥字長迫 11968	中固第 16840 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	菅野	D7W	0. 10	東経 131. 53. 46 北緯 34. 08. 22 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	2. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
						D7W	0. 10	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
59	固定局	ぼうさいおおしまおおぐす 周南市大字大島 623-3	中固第 16861 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大島大楠	D7W	0. 50	東経 131. 48. 23 北緯 33. 59. 25 通信の相手方 免許人所属の固定局
60	固定局	ぼうさいおおばらいぬがえり 周南市大字大島 579-2	中固第 16862 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大原犬帰	D7W	1. 00	東経 131. 48. 51 北緯 33. 59. 31 通信の相手方 免許人所属の固定局

【その他無線機（自主防災組織配備デジタル簡易無線機）】

本庁・総合支所・支所・市民センター 簡易無線機基地局 36台
 自主防災組織 簡易無線機携帯局 175台（35組織×5台）
 ※いずれも初期配備数

■熊毛総合支所

【同報系防災行政無線（アナログ）】

番号	無線局の種別	識別信号及び設置場所	免許の番号	免許の年月日	免許の有効期間	電波の型式	空中線電力W	備 考
1	固定局	「ぼうさいしゅうなんし」 周南市熊毛中央町1-1 熊毛総合支所構内	中固第39343号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 01	東経 131. 58. 10 北緯 34. 2. 55 通信の相手方 免許人所属の「ぼうさいあかまつ がだいら」固定局
2	固定局	「ぼうさいあかまつがだいら」 周南市大字原山34-63	中固第4873号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 01 5	東経 131. 57. 22 北緯 34. 4. 28 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市、上大 歳、大迫、呼坂」固定局
3	固定局	「かみおおとし」 周南市大字樋口963-1	中固第4784号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 1	東経 131. 58. 26 北緯 34. 3. 56 通信の相手方 免許人所属の「ぼうさいあかまつ がだいら」固定局
4	固定局	「おおさこ」 周南市大字八代字大迫 1169-4 番地先	中固第4874号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 1	東経 131. 55. 57 北緯 34. 4. 35 通信の相手方 免許人所属の「ぼうさいあかまつ がだいら」固定局
5	固定局	「よびさか」 周南市大字呼坂2-1	中固第4925号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 1	東経 131. 58. 14 北緯 34. 2. 46 通信の相手方 免許人所属の「ぼうさいあかまつ がだいら」固定局

【その他屋外拡声子局（アナログ）】

番号	設置名称	設置場所所在地	備 考
1	熊毛総合支所	熊毛中央町1-1	
2	須野河内交流館	八代3617-2	
3	上須野河内	八代3493 番地地先	

番号	設置名称	設置場所所在地	備 考
4	下須野河内	八代 3933－1 番地地先	
5	吉国	八代 1885－1 番地先	
6	八代新畑	八代 3181－3	
7	上魚切	八代 2599－1 番地先	
8	八代支所	八代 832－1	
9	下清尾	清尾 634－1 番地先	
10	太刀野	原 417－5 番地先	
11	大成川	樋口 1776－2 番地先	
12	高水市民センター	樋口 491	
13	小成川	樋口 1361－1 番地先	
14	西原	原 160－1 番地先	
15	中村	中村 3409－1	
16	松舟	呼坂 2160	
17	白石	呼坂 1763－1 番地先	
18	地方	呼坂 553－1 番地先	
19	勝間駅	呼坂 1195－12	
20	奥関屋	奥関屋 162－1 番地先	
21	新清光台	新清光台 1 丁目 777－403	
22	勝間新畑	呼坂 2495－2 番地先	
23	中笠野	大河内 87－1 番地先	
24	自由が丘	大河内 700－522	
25	大河内市民センター	大河内 1638－23	
26	幸が丘	大河内 2100－267	
27	川尻	小松原 1752－2	
28	荒瀬	小松原 391－1 番地先	
29	徳修公園	安田 552－1	
30	筏場	小松原 2858－1 番地先	
31	正安	安田 285－5 番地先	

【同報系防災行政無線（アナログ）】

番号	無線局の種別	識別信号及び設置場所	免許の番号	免許の年月日	免許の有効期間	電波の型式	空中線電力W	備 考
1	固定局	「ぼうさいしゅうなんし」 周南市大字鹿野上 3277 鹿野総合支所構内	中固第 4712 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 1	東経 131. 49. 3 北緯 34. 13. 54 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局 第 1 通信所「鹿野総合支所構内」 第 2 通信所「北消防署構内」
2	固定局	「ぼうさいしゅうなんし たはらやま」 周南市大字鹿野中 田原山中継所内	中固第 4713 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 1 10	東経 131. 48. 21 北緯 34. 13. 31 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市」固定局、同報系固定小局及び受信設備
3	固定局 (※)	「しゅうなんしかたやま」 周南市大字大潮 2462 片山公民館内	中固第 4714 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	5	東経 131. 46. 16 北緯 34. 17. 38 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
4	固定局 (※)	「しゅうなんしおおしお」 周南市大字大潮 1489 大潮小学校内	中固第 4715 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	1	東経 131. 47. 18 北緯 34. 17. 2 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
5	固定局 (※)	「しゅうなんしにしがわち」 周南市大字大潮 314 - 1 西河内公民館内	中固第 4716 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 01	東経 131. 47. 57 北緯 34. 15. 10 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
6	固定局 (※)	「しゅうなんしいしがたに」 周南市大字鹿野上 2140 - 1 石ヶ谷公民館内	中固第 4717 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 5	東経 131. 49. 6 北緯 34. 15. 3 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局

注：(※) 印は、アンサーバック機能付き屋外拡声子局

番号	無線局の種別	識別信号及び設置場所	免許の番号	免許の年月日	免許の有効期間	電波の型式	空中線電力W	備 考
7	固定局 (※)	「しゅうなんししぶかわ」 周南市大字鹿野上 1018 - 1 渋川小学校内	中固第 4718 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 5	東経 131. 50. 51 北緯 34. 14. 55 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
8	固定局 (※)	「しゅうなんしうえのはら」 周南市大字鹿野中字上の原 1960 - 5 上の原ふれあい会館内	中固第 4719 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 01	東経 131. 48. 39 北緯 34. 12. 44 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
9	固定局 (※)	「しゅうなんしいまい」 周南市大字鹿野中 1207 - 1 今井公会堂内	中固第 4720 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 01	東経 131. 47. 51 北緯 34. 13. 27 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
10	固定局 (※)	「しゅうなんしにほつ」 周南市大字巢山 1490 仁保津小学校内	中固第 4721 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 5	東経 131. 46. 30 北緯 34. 12. 7 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
11	固定局 (※)	「しゅうなんしごうのかわ」 周南市大字鹿野下 1427 合の川公民館内	中固第 4722 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	0. 01	東経 131. 49. 37 北緯 34. 13. 9 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
12	固定局 (※)	「しゅうなんしひみつお」 周南市大字須万 4572 - 1 秘密尾公民館内	中固第 4723 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	5	東経 131. 52. 24 北緯 34. 14. 11 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局
13	固定局 (※)	「しゅうなんしごう」 周南市大字金峰 3965 郷公民館内	中固第 4724 号	R4. 12. 1	R9. 11. 30	F2D F3E	5 1	東経 131. 52. 5 北緯 34. 11. 18 通信の相手方 免許人所属の「防災周南市田原山」固定局及び受信設備

注：(※) 印は、アンサーバック機能付き屋外拡声子局

【その他屋外拡声子局（アナログ）（アンサーバック機能なし）】

番号	設置名称	設置場所所在地	設置場所	備 考
1	葉の内	大潮葉の内 1573-2	国道315号	
2	小河内	大潮向原 2010	市道大潮小河内線	
3	戸根	大潮戸根村 2951-5	戸根地区ほ場整備農道	
4	芋堀	大潮芋堀東 1034-4	市道芋堀線	
5	柏木	大潮柏木 1638-2	民有地	
6	中津	鹿野中美ノ越 248-2	今井農道	
7	美保	鹿野上中仁保谷 1855-5	美保地区ほ場整備農道	
8	下石ヶ谷	鹿野上下掛ヶ 2272-1	民有地	
9	堤公民館	鹿野上中野上 2573-4	市有地（旧配水池）	
10	柏原	鹿野中柏原 734-1	鹿野高齢者生産活動センター	
11	柿木原	鹿野上柿木原 3583-1	民有地	
12	石船	鹿野上石船 1657-9	県道鹿野六日市線	
13	下渋川	鹿野上佐ノ口 1130-1	渋川地区ほ場整備農道	
14	長野	鹿野上長野 4551-3	県道鹿野六日市線	
15	上渋川	鹿野上足谷 173-1	民有地	
16	大町小河内	鹿野下小河内 861-2	市道下市奥大町線	
17	上大町	鹿野下黒蕨 988-1	民有地	
18	大町	鹿野下開作 1251-2	大町市営住宅	
19	田原公民館	鹿野中田原 879-2	国道315号	
20	古野公民館	鹿野中東古野 1055	古野公民館	
21	大町公民館	鹿野下上大町 1056-1	大町公民館	
22	細野公民館	鹿野下細野 2087-10	民有地	
23	大泉公民館	鹿野下大泉 2358	民有地	
24	小泉	鹿野下一丁田 2706-2	市道小泉岡の原線	
25	垂門	鹿野下垂門開作 2868-3	鹿野下地区ほ場整備農道	
26	今井西谷	鹿野中西谷 1536-1	市道今井線	
27	杉の河内	巢山黒肌 956-2	民有地	
28	合の川	鹿野下坂本河内 125-1	民有地	
29	奥大町	鹿野上奥大町 3805-1	民有地	

番号	設置名称	設置場所所在地	設置場所	備 考
30	坂根	鹿野下前田 4357	市道坂根秘密尾線	
31	奥畑	須万中村 5590－5	民有地	
32	奥谷	金峰金峰谷 4359－1	民有地	
33	菅蔵	金峰鈴馬門 4874－2	民有地	

【その他戸別受信機（アナログ）】

1, 6 5 0 台（各世帯に設置）

〔 6－3 〕 周南市防災行政無線局（固定系） 管理運用規程

平成 1 5 年 4 月 2 1 日

周南市規程第 1 2 号

（目 的）

第 1 条 この規程は、周南市が開設する防災行政無線局（固定系）（以下「防災行政無線局」という。）の適正な管理、運用を図るために電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- （2） 同報親局 特定の 2 以上の受信施設に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- （3） 中継局 同報親局からの電波を中継し、一定の地域に有効に送るための無線局をいう。
- （4） 再送信子局 同報親局からの電波を再送信し、一定の地域に有効に送るための無線局をいう。
- （5） 屋外拡声子局 同報親局からの電波を受信してスピーカーにより情報を伝達する無線局（アンサーバック方式を付加する場合は、送信機能を有するものを含む。）をいう。
- （6） 遠隔制御装置 有線回路を経由して同報親局を操作し、屋外拡声子局及び個別受信機に情報を送るための通信装置をいう。
- （7） 戸別受信機 同報親局、中継局又は再送信子局からの電波を受信して情報を伝達する屋内設置型の受信設備をいう。
- （8） 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。

（総括管理者）

第 3 条 防災行政無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、防災行政無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、無線局管理担当部長の職にある者をもって充てる。

（管理責任者）

第 4 条 防災行政無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者には、無線局管理担当課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 同報親局及び遠隔制御装置の通信操作を行う部署に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から、管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成等)

第6条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置する。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意する。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線局従事者名簿(別記様式第1号)を作成する。

(無線従事者の任務)

第7条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌に記載する。ただし、無線局において通信状況の記録・管理等を行うことができる場合は、これに代えることができる。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携さわる一般職員とする。

(業務書類等の管理)

第9条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理、保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておく。

3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受ける。

4 管理責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理、保管しておく。

5 管理責任者は、無線局免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において、再免許の申請を行う。

(提出書類)

第10条 総括管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく中国総合通信局

長に届出をする。

(防災行政無線局の運用)

第11条 同報親局及び遠隔制御装置により行う放送は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の発生又は発生のおそれがある場合その他緊急性のある場合に行う緊急放送
- (2) 平常時に行う普通放送
- (3) 総合防災訓練若しくは各地域等で実施する防災訓練又は国の機関等が実施する訓練における訓練放送
- (4) 平常時に無線局の動作確認等のために行う試験放送
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるその他の放送

(放送事項の登録)

第12条 屋外拡声子局により行う緊急放送及び普通放送においては、別に定める放送事項以外
は行わないものとする。

- 2 登録する放送事項は、市が行うべき事務に係る内容であり、かつ、重要性及び緊急性が高く、他の手段では広報効果が低いものでなければならない。

(登録の申込み)

第13条 新たに放送事項の登録を行うときは、防災行政無線局放送事項登録申込書（別記様式
第2号）を管理責任者に提出しなければならない。

(放送の申込み)

第14条 普通放送、訓練放送又はその他の放送を行おうとするときは、事前に防災行政無線局
使用申請書（別記様式第3号）を管理責任者に提出しなければならない。この場合において、
放送の長さは、原則として1分以内とする。

(無線設備の保守点検)

第15条 通信取扱責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検
を行う。

- (1) 週点検
- (2) 年点検

- 2 予備装置及び予備電源は、毎年四半期1回以上使用し、機能を確認しておく。

- 3 戸別受信機は、週点検及び年点検の実施時に使用者の協力を得て、その動作状況を確認する。ただし、老人世帯その他協力者を得ることが困難な場合は、市の職員が使用者に代わり

確認する。

4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者に連絡し障害の除去に努める。

5 年点検は、保守契約業者に委託し、点検結果について報告書の提出を受けるものとする。

(通信訓練)

第16条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、定期的に通信訓練を行う。

(研修)

第17条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して法令及び無線設備の取扱いについて研修を行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

無線従事者名簿

年 月 日現在

[illegible]

別記様式第2号（第13条関係）

別記様式第2号（第13条関係）

防災行政無線局放送事項登録申込書

管理責任者 様

		申請日	年 月 日	
申請部課名	部 課	課長名		
件 名				
内 容 (簡潔に)				
放送時期		従来の方法		
備 考				

登録番号									
総務部		防災危機管理課			申請部課		(部 課)		
部長	管理監	課長	係長	担当	部長	次長	課長	係長	担当

別記様式第3号（第14条関係）

別記様式第3号（第14条関係）

防災行政無線局使用申請書

管理責任者 様

		申請日	年 月 日	
申請部課名	部 課	課長名		
件 名				
内 容 (簡潔に)				
放送日	年 月 日	時 間	時 分	
放送種別	1 一斉 2 選別 (子局番号) 3 その他 ()			
放送文 (放送文は簡潔に表現し、文字は読みやすく丁寧に書くこと。 漢字には読仮名を書くこと。)				
こちらは、「しゅうなんしやくしょ」です。				

登録番号									
総務部		防災危機管理課			申請部課		(部 課)		
部長	管理監	課長	係長	担当	部長	次長	課長	係長	担当

〔 6－4 〕 周南市防災行政無線局（固定系）戸別受信機取扱要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、周南市（以下「市」という。）が鹿野区域に開設する防災行政無線局の戸別受信機（以下「受信機」という。）の適切な管理を図るため、受信機の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受信機の設置費及び貸与）

第 2 条 受信機は市が設置し、鹿野地域に居住する住民等（以下「使用者」という。）に対して無償で貸与する。

（受信機の管理）

第 3 条 市長は、受信機の管理・運用について、使用者を指導、監督する。

2 市長は、前項の指導、監督を一元的に行うため、受信機管理台帳を作成し、市に備えておく。

（受信機の返還）

第 4 条 使用者は貸与を受ける資格を喪失したときは、直ちに受信機を返還しなければならない。

（受信機の移譲等の禁止）

第 5 条 使用者は、受信機を第三者に移譲し、若しくは売却してはならない。

（受信機の使用）

第 6 条 使用者は、受信機の使用について十分に注意し、常に正常な状態を保つように心がけるものとする。

（受信機の損害賠償）

第 7 条 使用者は、故意又は不注意により受信機を破損した場合は、破損の程度により実費弁償をするものとする。

（受信機の保守点検）

第 8 条 使用者は、常に受信機の取り扱いに注意して点検を行い、受信機の機能の保持及び管理に努めるものとする。

2 受信機の点検項目は、次のとおりとする。

- （1） 電源部の赤色ランプの点灯の状態
- （2） 音声ボリュームの位置による音声変化の状態
- （3） 電源コードの接続状態
- （4） 電池の装着状態
- （5） 受信時の雑音入感の有無

3 老人世帯その他前 2 項に定める事項の実施が困難と認められる場合は、受信機の利用者に代わり市の職員が行うものとする。

（受信機の保守点検に必要な経費等）

第 9 条 故障修理等に必要な経費については、第 7 条に定めるものを除き、原則として市の負担とする。ただし、電池交換に必要な経費は使用者の負担とする。

2 前項の電池交換は、前条第 2 項第 1 号の点検の結果を考慮して随時交換するものとする。

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

〔 6－5 〕 周南市鹿野区域内企業における戸別受信機設置要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、周南市（以下「市」という。）が鹿野区域に開設する同報系防災行政無線の戸別受信機（以下「受信機」という。）の適切な管理を図るため、鹿野地域内の企業における受信機の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受信機の設置費及び貸与）

第 2 条 受信機の設置については、企業代表者（以下「使用者」という。）の申請により、設置するものとする。

2 受信機は市が設置し、使用者に対して無償で貸与する。

（受信機の管理）

第 3 条 市長は、受信機の管理・運用について、使用者を指導、監督する。

2 市長は、前項の指導、監督を一元的に行うため、受信機管理台帳を作成し、市に備えておく。

（受信機の返還）

第 4 条 使用者は、貸与を受ける資格を喪失したときは、直ちに受信機を返却しなければならない。

（受信機の移譲等の禁止）

第 5 条 使用者は、受信機を第三者に譲渡し、若しくは売却してはならない。

（受信機の使用）

第 6 条 使用者は、受信機の使用について十分に注意し、常に正常な状態を保つよう心がけるものとする。

（受信機の損害賠償）

第 7 条 使用者は、故意又は不注意により受信機を破損した場合は、破損の程度により実施弁償をするものとする。

（受信機の保守点検）

第 8 条 使用者は、常に受信機の取り扱いに注意して点検を行い、受信機の機能の保持及び管理に努めるものとする。

2 受信機の点検項目は、次のとおりとする。

- （１） 電源部の赤色ランプの点灯の状態
- （２） 音声ボリュームの位置による音量変化の状態
- （３） 電源コードの接続状態
- （４） 受信時の雑音入感の有無

（受信機の保守点検に必要な経費等）

第 9 条 故障修理等に必要な経費については、第 7 条に定めるものを除き、原則として市の負担とする。ただし、電池交換に必要な経費は使用者の負担とする。

2 前項の電池交換は、前条第 2 項第 1 号の点検結果を考慮して随時交換するものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

〔 6－6 〕 周南市防災行政無線局（移動系）管理運用規程

平成 1 5 年 4 月 2 1 日

周南市規程第 1 3 号

（目 的）

第 1 条 この規程は、周南市が開設する防災行政無線局（移動系）（以下「無線局」という。）の適正な管理、運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 無線局 電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- （2） 基地局 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に定めるものをいう。
- （3） 陸上移動局 施行規則第 4 条第 1 項第 1 2 号に定めるものをいう。
- （4） 無線従事者 法第 2 条第 6 号に定めるものをいう。

（総括管理者）

第 3 条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、周南市長の職にある者をもって充てる。

（管理責任者）

第 4 条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、無線局管理担当部長の職にある者をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第 5 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から、管理責任者が指名する。

（無線従事者の配置、養成等）

第 6 条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置する。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意する。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日現在における無線従事者名簿（別記様式第 1 号）を作成する。

（無線従事者の任務）

第 7 条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、無線局業務日誌に記載する。

（通信取扱者）

第 8 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（業務書類等の管理）

第 9 条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理、保管する。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておく。
- 3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受ける。

- 4 管理責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理、保管しておく。
- 5 管理責任者は、無線局免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において、再免許の申請を行う。

(提出書類)

第10条 総括管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく中国総合通信局長に届出をする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 週点検
- (2) 四半期点検
- (3) 年点検

2 前項の点検の結果は、点検記録簿(別記様式第2号から別記様式第5号まで)に記録しておく。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 週点検 通信取扱責任者
- (2) 四半期点検 管理責任者
- (3) 年点検 総括管理者

4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置することともに、保守契約を締結している業者等に連絡し障害の除去に努める。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次により定期的に通信訓練を行う。

- (1) 総合防災訓練にあわせた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

(研 修)

第14条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等について研修を行う。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

局名（呼出名称）

無線従事者名簿

年 月 日現在

[illegible]

別記様式第2号（第12条関係）

無線局週点検記録簿

（移動系）

			通信取扱責任者
			㊞
点検年月日	年 月 日	点検者氏名	㊞
設備の区分	点 検 の 項 目		結 果
基 地 局	プレストーク		
	音量調整		
	スケルチ調整		
	その他附属機器の状況		
陸上移動局	プレストーク		
	音量調整		
	スケルチ調整		
	バッテリーの状況		
	その他附属機器の状況		
備 考			

別記様式第3号（第12条関係）

無線局四半期点検記録簿

（移動系）

			管理責任者	
免許状記載事項関係			㊞	
点検年月日	年 月 日	点検者氏名	㊞	
点 検 項 目	適	否	否 に 対 す る 措 置	
免許人の氏名、名称に変更はないか				
無線局の目的又は事業内容に変更はないか				
通信の相手方及び通信事項に変更はないか				
無線設備の設置場所に変更はないか				
免許の有効期間は経過していないか				
呼出名称は正しく使用されているか				
電波の型式、周波数及び空中電力は正しく使用されているか				

時計、業務書類等の関係

点 検 項 目	適	否	否 に 対 す る 措 置
正確な時計を備え付けているか			
無線点検簿を整理、保管しているか			
無線業務日誌の記載を励行しているか			
無線局事項書、工事設計書そのほか添付書類等の写しを整理し、保管しているか			
電波法令集は現行のものか			
免許状は、送信機を設置している場所の見やすい箇所に掲示しているか			
移動する無線局の免許証票は、局ごとに備え付けているか			
無線局業務日誌の抄録を毎年1回提出しているか			

無線従事者関係

点 検 項 目	適	否	否 に 対 す る 措 置
無線従事者を適切に配置しているか			

免許証の携帯義務に違反していないか			
管理責任者は、無線従事者に運用方法等の指導を行っているか			

運用関係

点 検 項 目	適	否	否 対 する 措 置
通信は無線局の開設目的に沿って簡潔に行っているか			
他の無線局の通信中の割り込み妨害を与えていないか			
無線機は、通話状態のまま放置していないか			

無線局設備関係

点 検 項 目	適	否	否 対 する 措 置
無線機、アンテナ、電源を定期的に点検しているか			
無線設備は、工事設計書の内容と相違していないか			
無線機の管理は適切に行っているか			

その他

点 検 項 目	適	否	否 対 する 措 置
廃止した無線機がある場合、廃止届は提出しているか			
免許人の住所及び代表者氏名は、変更していないか			

特記事項

--

別記様式第4号（第12条関係）

無線局年点検記録簿

（移動系 設備関係）

点検（測定）年月日 年 月 日

測定者氏名

測定器名			総括管理者		
			㊞		
			管理責任者		
			㊞		
親局（呼出名称）					
現用・予備の別					
点検項目			点検結果		
製造番号					
電波の型式及び周波数（MHz）					
空中線電力（W）					
測定器	周波数偏差（±Hz）				
	周波数偏移（kHz）				
	電源電圧（V）				
	空中線電力（W）				
	スプリアス（2n、3n、n/2、n-1/n+1）				
	S/N（中継系を含む。）				
総合テスト					
特記事項					

別記様式第5号（第12条関係）

無線局年点検記録簿

（移動系 業務関係）

点検年月日	年 月 日	総括管理者	㊟
点検者氏名		管理責任者	㊟
点検項目		点検結果	
通信取扱者に対する研修又は指揮監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選（解）任届の提出の有無			
免許状の備付けの有無及び掲示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
特 記 事 項			

〔 6－7 〕 周南市防災行政無線局（移動系）運用要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、周南市防災行政無線局（移動系）管理運用規程（平成 15 年周南市規定第 13 号）第 1 1 条に基づき、防災行政無線局（移動系）の運用を円滑に行うために定めるものである。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- （１） 随時通信 行政事務使用する通信をいう。
- （２） 非常通信 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 5 2 条第 4 号に定めるものをいう。

（通信の種類）

第 3 条 通信の種類は、随時通信及び非常通信とする。

（通信事項）

第 4 条 通信の事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （１） 地震、火災、台風の非常事態に関する予・警報の伝達など、防災行政に関する事項
- （２） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 3 項に定める事項

（通信時間）

第 5 条 通信時間は、次のとおりとする。

- （１） 随時通信は、平常時に必要の都度行う。
- （２） 非常通信は、地震、台風その他緊急を要する事態が発生したとき、又は発生が予測されるときに行うものとする。

（通信の制限）

第 6 条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

（通信の記録）

第 7 条 無線従事者は、通信をおこなったとき、無線局業務日誌（別紙様式第一号）に必要事項を記載しなければならない。

（通信方法）

第 8 条 通信の方法は、次のとおりとする。

- （１） 必要のない無線通信を行わない。
- （２） 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
- （３） 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- （４） 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正する。
- （５） 呼出
 - ① 相手局の呼称名称 3 回以下
例 ぼうさいしゅうなん 1 0 1
 - ② こちらは 1 回
例 こちらは
 - ③ 自局の呼出名称
例 ぼうさいしゅうなん
- （６） 応答
 - ① 相手局の呼称名称 3 回以下
例 ぼうさいしゅうなん
 - ② こちらは 1 回
例 こちらは

③ 自局の呼出名称

例 ぼうさいしゅうなん 1 0 1

(7) 試験電波の発射

① ただいま試験中 3回

例 ぼうさいしゅうなん 1 0 1

② こちらは 1回

例 こちらは

③ 自局の呼出名称

例 ぼうさいしゅうなん

(8) 呼出又は応答の簡素化

呼出又は応答を行う場合において、確実に連絡設定が認められるときは、呼出の場合は「こちらは」及び自局の呼出名称、応答の場合は、相手局の呼出名称を省略することができる。これらの事項を省略した場合は、その通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

附 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

無線局業務日誌

平成 年 月 日			無線従事者	勤務時間	～	資格		氏名		通信取扱者印	
					～						
曜日	天候				～						
					～						
					～						
					～						
					～						
相手局呼出番号 (又は名称)		延通信時間（又は回数）		1. 通信事項中特記事項 2. 移動局の移動の概要		1. 空線混信受信感度の減退等 通信状況 2. 機器の故障と原因、措置		1. 非常通信の実施状況 2. 規制の指示に対する措置			
合 計											
周波数偏差の測定結果と そ の 措 置 内 容						法令違反運用局を認めた 場 合 そ の 概 要					

〔 6－8 〕 消防通信

消防無線局配置数

周南市消防本部

種 別	局数	設 置 場 所		
基 地 局	6 局	消防本部・西署・大ヶ原中継所・米山トンネル（中国道） 赤松ヶ平中継所・千石岳中継所		
固 定 局	7 局	消防本部・東署・西署・北署・大ヶ原中継所 赤松ヶ平中継所・千石岳中継所		
陸上移動局	23 局	消 防 本 部	車 載 12	携 帯 11
	30 局	中 央 消 防 署	車 載 13	携 帯 17
	27 局	東 消 防 署	車 載 10	携 帯 17
	29 局	西 消 防 署	車 載 12	携 帯 17
	11 局	西 部 出 張 所	車 載 4	携 帯 7
	21 局	北 消 防 署	車 載 7	携 帯 14
	14 局	北 部 出 張 所	車 載 4	携 帯 10
	398 局	消 防 団	車 載 0	携 帯 398
卓 上 型 固定移動局	4 局	東消防署、北消防署、西部出張所、 北部出張所（全てデジタル／ 5 W）		
防災行政無線	21 局	第 3 方面隊（旧鹿野） 21 局（ 1 W）		

光地区消防組合（熊毛地域に関係する無線）

種 別	局数	設 置 場 所		
基 地 局	3 局	消防本部・赤松ヶ平基地局・大峰基地局		
固 定 局	2 局	消防本部・大峰基地局		
陸上移動局	4 局	消 防 本 部	車 載 2	携 帯 2
	14 局	中央消防署北出張所	車 載 4	携 帯 10
卓上型移動局	1 局	中央消防署北出張所		
可搬型移動局	1 局	中央消防署北出張所		

消防無線の周波数

(1) デジタル波

分 類		周波数	使用区分
活動波	消防波 1	非 公 開 (消防庁からの事務 連絡による (H25.1.7))	消防業務全般の通信業務
	消防波 2		救急業務全般の通信業務
	消防波 3		全国の他都道府県に属する 消防機関相互の通信業務
主運用波①・②			県内消防機関との通信業務
主運用波③（山口） （山口県内共通波）			全国の他都道府県に属する 消防機関相互の通信業務
主運用波④～⑦			全国消防機関との通信業務
統制波	統制波 1		
	統制波 2		
	統制波 3		

(2) 中継波 (デジタル波)

分 類	周波数	使用区分
アプローチ波 (多重)	7. 5G H z 帯	消防本部と中継局間の通信業務

(3) アナログ波

分 類		周波数	使用区分
署活動波	署活動波 1	—	消防業務全般の通信業務
	署活動波 2	—	
防災相互波		158. 35MH z	防災関係機関との通信業務

電 話

場 所 種 別	合 計	消 防 本 部	中 央 消 防 署	東 消 防 署	西 消 防 署	西 部 出 張 所	北 消 防 署	北 部 出 張 所	光 地 区 消 防 組 合 消 防 本 部	光 地 区 消 防 組 合 中 央 消 防 署 北 出 張 所
指 令 台	9	9							3	
1 1 9 回線数 (固定電話)	4	4							2	
1 1 9 回線数 (携帯電話)	2	2							2	
1 1 9 回線数 (携帯転送 受信用)	1	1							1	
指令電話	6		1	1	1	1	1	1	1	1
専用電話	7	7							2	
防災無線 回 線	1	1							1	
加入電話 回線数	3 0	2 3	2	1	1	1	1	1	5	1
F A X	8	2	1	1	1	1	1	1	2	1
災害用 携帯電話	1 2	6	1	1	1	1	1	1	1	1
救急車 携帯電話	1 0	1	2	2	2	1	1	1		1

〔 6－9 〕 非常災害時における県と市町間の地方通信ルート

6-9-1

